

## 農家の皆様 ファミリー農園(市民農園)の指定を受けませんか！

熊本市では、農地をお持ちでない市民の皆様に野菜や花などの農作物を栽培体験していただくことを目的に、一定の条件(※1)を満たす市民農園を「熊本市ファミリー農園」として指定し、熊本市ホームページや市政だより等で広報しています。

### (※1) 指定に係る一定の条件

- (1) 農地の所有者(農家)が自ら区画を整備し、管理運営すること
- (2) 概ね10年以上の農園経営が出来る農家が所有する市域内の農地であること
- (3) 市民の農作業経験のために提供できる農地であること
- (4) 一区画おおむね15㎡以上の面積が確保できること
- (5) 周辺農地に支障が生じるおそれがないこと
- (6) 水道施設の整備がある、または新たに整備できること
- (7) 道路などで農園進入路が確保できること

※ 必要に応じて農地法等の関連法令の手続きが適正に行われていることが前提です。

○以下については、農園開設者の役割となります。

- ・当該農園を1区画当たりおおむね15㎡以上の区画に整備し、区画図を作成
- ・農園利用者と利用に関する契約の締結（契約書の取り交わし）
- ・農園利用者を把握し、利用料金を口座振込み等で直接徴収
- ・区画以外の通路、畦や空き地の除草等の管理
- ・農園に付属する水道等の施設の維持管理
- ・農作物の栽培や農園の利用に関する指導
- ・利用者との契約解除

など



◎ 農園の利用料金、1区画の面積及び利用期間は開設者が決めることができますが、標準的な内容は次のとおりです。

(参考) ・利用料金：5,000円/1区画(年額) ・1区画の面積：15㎡

◎ 指定された農園を閉園する際には、原則として1年前には利用者へお伝えいただきます。

まずはご相談下さい — 【問い合わせ先】 —

◎制度全般について

熊本市役所 農業政策課 096-328-2403

◎農地が北区・東区・中央区に所在する場合

北東部農業振興センター(北区役所内) 農業振興課 096-272-1117

◎農地が西区・南区に所在する場合

西南部農業振興センター(西区役所内) 農業振興課 096-329-1158

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所

申請者 氏 名 印

熊本市ファミリー農園指定申請書

私の所有する農地について、熊本市ファミリー農園の指定を受けたいので、熊本市ファミリー農園指定要領第3条第1項により下記のとおり申請します。

記

土地の所在地

土地の面積

添付書類  
〔 右の書類を添付  
して下さい 〕

- ・土地の所有に関する証明書の写し
- ・水道施設の整備（計画）に関する図面、計画書
- ・農園の位置図及び区画図（公道からの通行がわかるもの）
- ・利用契約書（案）
- ・その他写真など参考となる資料